

# 五 管 区 水 路 通 報

## 第 34 号

- [第 289項](#) [四国南岸](#) - [須崎港](#) [水深減少及び浅所存在](#)
- [第 288項](#) [四国南岸](#) - [室戸岬北東方](#) [特大浮標移設\(予告\)](#)
- [第 287項](#) [四国南岸](#) - [宇佐港](#) [防潮堤改修工事](#)
- [第 286項](#) [瀬戸内海](#) - [淡路島、津田ノ鼻南西方](#) [護岸一部完成](#)
- [第 285項](#) [阪神港](#) - [尼崎西宮芦屋区、第2区](#) [灯台一時変更](#)
- [第 284項](#) [本州南岸](#) - [日高港](#) [浅所存在](#)
- [第 283項](#) [瀬戸内海](#) - [赤穂港](#) [浅所及び水中障害物存在](#)
- [第 282項](#) [阪神港](#) - [神戸区、第4区](#) [水中障害物存在](#)
- [第 281項](#) [阪神港](#) - [神戸区、第4区](#) [灯付浮標設置](#)
- [第 280項](#) [瀬戸内海](#) - [姫路港、網干区、第1区](#) [灯付浮標設置等](#)
- [第 279項](#) [四国南岸](#) - [足摺岬南方\(リマ海域\)](#) [射撃訓練](#)
- [第 278項](#) [紀伊水道南方](#) - [射撃訓練](#)

2025年289項 [四国南岸](#) - [須崎港](#) [水深減少及び浅所存在](#)  
新莊川河口付近において、水深減少及び浅所が存在する。

1. [海図図載](#)より最大2.5m減少している

区 域 下記13地点により囲まれる区域

- (1) 33-23-02.0N 133-16-55.7E
- (2) 33-22-58.2N 133-16-57.8E
- (3) 33-22-57.3N 133-16-56.0E
- (4) 33-22-56.9N 133-16-53.5E
- (5) 33-22-56.0N 133-16-53.4E
- (6) 33-22-54.4N 133-16-52.6E
- (7) 33-22-53.1N 133-16-51.1E
- (8) 33-22-53.1N 133-16-49.3E
- (9) 33-22-54.3N 133-16-48.1E
- (10) 33-22-54.5N 133-16-45.4E
- (11) 33-22-59.6N 133-16-45.8E
- (12) 33-23-02.3N 133-16-49.5E
- (13) 33-23-01.9N 133-16-50.4E

2. [海図図載](#)より約0.5～1.0m減少している

区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (14) 33-23-00.4N 133-17-08.7E
- (15) 33-22-58.6N 133-17-09.9E
- (16) 33-22-55.5N 133-17-03.2E
- (17) 33-22-56.1N 133-16-57.8E
- (18) 33-22-57.0N 133-16-58.2E
- (19) 33-22-58.6N 133-17-05.0E

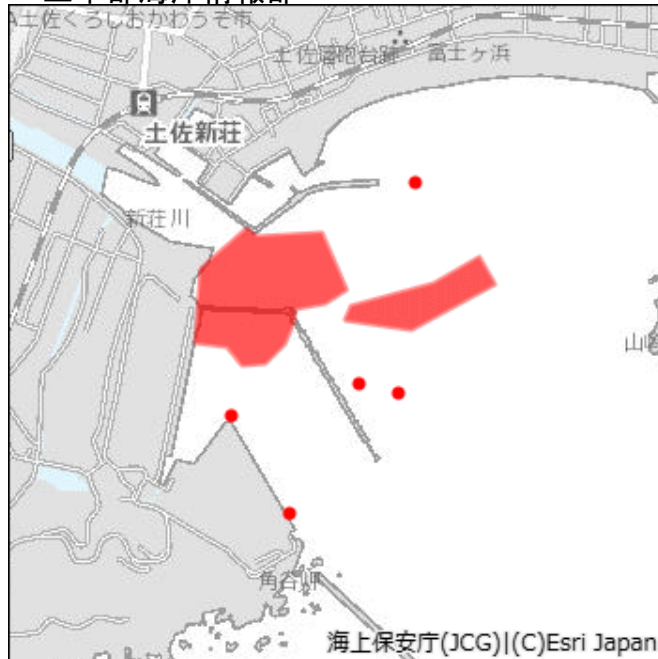
3. 浅所存在

位 置 下記5地点付近

- (20) 33-23-05.5N 133-17-03.5E (水深約7.6m)
- (21) 33-22-51.8N 133-16-58.9E (水深約13.1m)
- (22) 33-22-51.1N 133-17-02.0E (水深約12.9m)
- (23) 33-22-49.5N 133-16-48.3E (水深約8.2m)
- (24) 33-22-42.8N 133-16-53.1E (水深約8.8m)

海 図 W105

出 所 五本部海洋情報部



2025年288項 四国南岸 — 室戸岬北東方 特大浮標移設(予告)

五管区水路通報6年3号25項関連

一時撤去されている阿波竹ヶ島沖GPS波浪観測施設灯(灯台表第1巻3009.5)(33-28.1N 134-28.5E)は、下記のとおり灯質等を変更して移設される。

予 定 日 令和7年9月18日

位 置 33-28-20.2N 134-29-02.6E

灯 質 新) モールス符号白光 毎8秒にU(・・ー)

旧) モールス符号白光 毎15秒にU(・・ー)

光達距離 新) 6海里

旧) 5海里

海 図 W77(JP共)–W108(JP共)–W100A–W157

出 所 徳島海上保安部



2025年287項 四国南岸 — 宇佐港 防潮堤改修工事

五管区水路通報7年14号127項削除

宇佐港において、潜水士・起重機船等による防潮堤の改修工事が実施されている。

期 間 令和7年11月30日まで(予備日12月1日～15日) 日出～日没

区 域 33-27-01N 133-26-45E 付近

備 考 警戒船を配備

可航幅140mを確保

海 図 W108(JP共)

出 所 高知海上保安部長



2025年286項 瀬戸内海 — 淡路島、津田ノ鼻南西方 護岸一部完成  
五管区水路通報平成28年21号580項,47号1343項,4年15号219項削除  
津田ノ鼻南西方において、護岸が一部完成し、引き続き護岸改修工事が実施されている。

1. 護岸完成

区 域 下記5地点を結ぶ線上

- (1) 34-29-38.4N 134-58-00.8E(岸線上)
- (2) 34-29-37.9N 134-58-01.2E
- (3) 34-29-37.5N 134-58-01.5E
- (4) 34-29-35.8N 134-57-56.4E
- (5) 34-29-35.7N 134-57-56.1E

2. 護岸改修工事

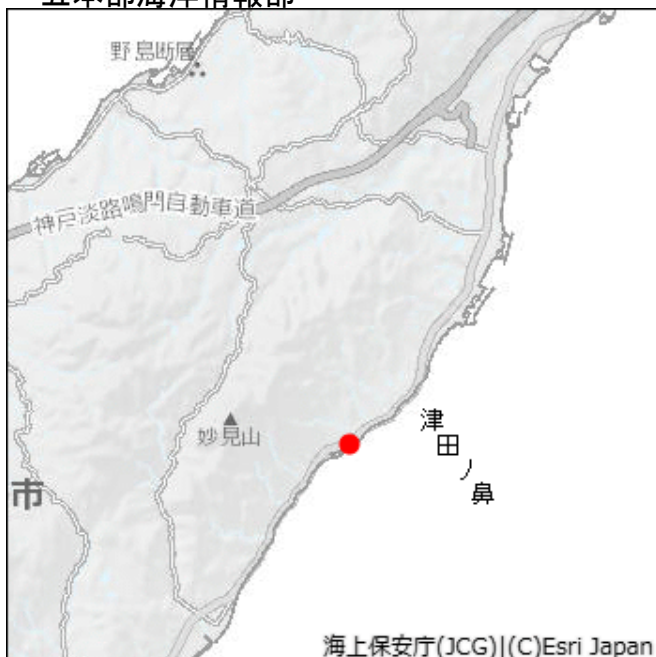
期 間 当分の間

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

- (6) 34-29-36N 134-57-56E
- (7) 34-29-34N 134-57-50E(岸線上)

海 図 W131-W1143

出 所 五本部海洋情報部



2025年285項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第2区 灯台一時変更  
西宮内防波堤灯台(灯台表第1巻3631.6)(34-42.2N 135-20.5E)は改修工事に伴い灯塔が

灰色のシートに覆われる。

期 間 令和7年9月22日～10月上旬

海 図 W1107

出 所 五本部交通部



2025年284項 本州南岸 — 日高港 浅所存在  
日高川河口付近において、浅所が存在する。

位 置 33-52-19.3N 135-08-54.3E (水深約4.1m)

海 図 W77(JP共)–W150C

出 所 五本部海洋情報部



2025年283項 瀬戸内海 — 赤穂港 浅所及び水中障害物存在  
住友大阪セメント岸壁前面において、浅所及び水中障害物が存在する。

1. 浅所存在

位 置 下記7地点付近

- (1) 34-44-55.3N 134-21-43.4E (水深約2.9m)
- (2) 34-44-53.5N 134-21-47.5E (水深約6.5m)
- (3) 34-44-53.4N 134-21-50.4E (水深約4.5m)
- (4) 34-44-50.5N 134-21-53.9E (水深約6.6m)
- (5) 34-44-47.1N 134-21-58.0E (水深約6.7m)
- (6) 34-44-39.2N 134-22-06.5E (水深約2.3m)
- (7) 34-44-38.6N 134-22-05.2E (水深約5.8m)

## 2. 水中障害物存在

位置 (8) 34-44-55.4N 134-21-47.6E (水深約5.3m、比高1.0m)

海図 W111

出所 五本部海洋情報部



## 2025年282項 阪神港 — 神戸区、第4区 水中障害物存在

五管区水路通報7年33号276項削除

須磨沖において、水中障害物(取水口:約6m×約11m×比高2.0m)が存在する。

位置 34-38-24.9N 135-07-32.3E 付近

海図 W101B-W131-W150A-W106(JP共)

出所 五本部海洋情報部



## 2025年281項 阪神港 — 神戸区、第4区 灯付浮標設置

兵庫運河において、黄色灯付浮標(YLt)が設置されている。

期間 当分の間

位置 下記2地点付近

(1) 34-39-37N 135-10-02E

(2) 34-39-35N 135-09-59E

海図 W101A-W101B

出 所 神戸海上保安部



2025年280項 瀬戸内海 — 姫路港、網干区、第1区 灯付浮標設置等  
株式会社日本触媒岸壁付近において、下記のとおり灯付浮標が設置及び撤去された。

1. 設置

位 置 下記4地点付近

- (1) 34-45-53.1N 134-35-16.6E(赤色灯付浮標)
- (2) 34-45-43.6N 134-35-11.9E(緑色灯付浮標)
- (3) 34-45-42.0N 134-35-19.6E(赤色灯付浮標)
- (4) 34-45-41.1N 134-35-14.6E(緑色灯付浮標)

2. 撤去

位 置 下記2地点付近

- (5) 34-45-44.1N 134-35-15.8E(緑色灯付浮標)
- (6) 34-45-44.1N 134-35-19.0E(赤色灯付浮標)

海 図 W134B

出 所 姫路海上保安部



2025年279項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年9月24日(予備日25日及び26日) 0600~1800

区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E

- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図  
出 所 W157  
防衛省



2025年278項 紀伊水道南方 — 射撃訓練  
自衛隊航空機による水上射撃訓練が実施される。  
期 間 令和7年9月24日～26日 0800～1800  
区 域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内  
海 図 W77  
出 所 防衛省

